

学校いじめ防止基本方針

本校は、いじめについて「どの子どもにも起こり得る。」「まだ気付いていないいじめがある。」「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている。」「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する。」という基本認識をもち、次のような取組及び対応を組織的に行うこととする。

ア 全体指導計画

〔学校の教育目標〕 自ら生き生きと学ぶ心豊かな安房の子を育成する。  
 〔学校自慢〕 人にやさしく 物にやさしく 命にやさしく

【生徒指導の目標】  
 (1) 人間性豊かで、心身共にたくましく、自分で考え、判断し、実践する安房の子どもを育成する。〔自己指導力の育成〕  
 (2) 基本的な生活習慣を身に付けるとともに、望ましい集団活動を通して、自主的で創造性豊かな安房の子どもを育成する。〔人間としての基盤づくり・社会性の育成〕

【関係法令】  
 ・教育基本法  
 ・学習指導要領  
 ・いじめ防止対策推進法  
 ・県いじめ防止基本方針 など

【いじめ問題に関する重点目標】  
 (1) 子どもの人権感覚を磨き高め、いじめ問題が起こりにくい集団づくりを行う。  
 (2) いじめ問題の早期発見・早期対応を組織的に行い、子どもの人間関係の修復・改善を図る。

【本校の実態】  
 ・単学級が多いため、互いのことをよく知っている一方、人間関係が固定化している。  
 ・異学年仲が良い。

【めざす子どもの姿「人・命にやさしい子ども」】  
 (1) 自他の気持ちと命を大切に、思いやりのある行動ができる子ども  
 (2) いじめは決して許されない行為であることを理解して行動できる子ども

【学年重点目標】

低学年	友達と仲良くし、助け合うことができる。
中学年	自他のよさを認め、協力し合うことができる。
高学年	相手のよさに学び、信頼して協力し合うことができる。

【教科・領域重点目標】

教科	自他のよさを認め、協力して学習するなど、よりよい人間関係を作ることができる。
道徳	自他の気持ちと命を大切に、助け合う態度を養うことができる。
特別活動	自分の役割を自覚し、協力して活動するなど、自主性と社会性を養うことができる。

【取組の視点】

【学校の取組】 いじめ防止基本方針の下、未然防止、早期発見、早期対応に組織的に取り組む。

【教職員の資質向上】 いじめ問題の認知や対応の仕方などについて職員研修を行い、共通理解を図る。

【家庭・地域との連携】 いじめ防止基本方針を周知し、いじめ問題防止への啓発を図る。また、教育相談等を通して、子ども理解と情報共有に努める。

【異校種間の連携】 幼・保・中との連携研修会を通して、子ども理解に努める。

【関係機関との連携】 スクールカウンセラー等の関係機関と、必要に応じて連携する。

## イ いじめの定義と態様

いじめを次のようにとらえ、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合であるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。（平成29年度改定）

### 【いじめの態様】

- 冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句を言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする。
- ひどくぶつかられたり叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
- パソコンや携帯電話での誹謗中傷や嫌なことをされる。等（「いじめ対策必携」より）

## ウ 平素からの組織体制

「平素からの組織体制」を機能させることで、きめ細やかな子ども理解に努め、いじめ問題への未然防止と早期発見に取り組むようにする。



### 【平素からの組織体制】

#### (7) 児童理解委員会

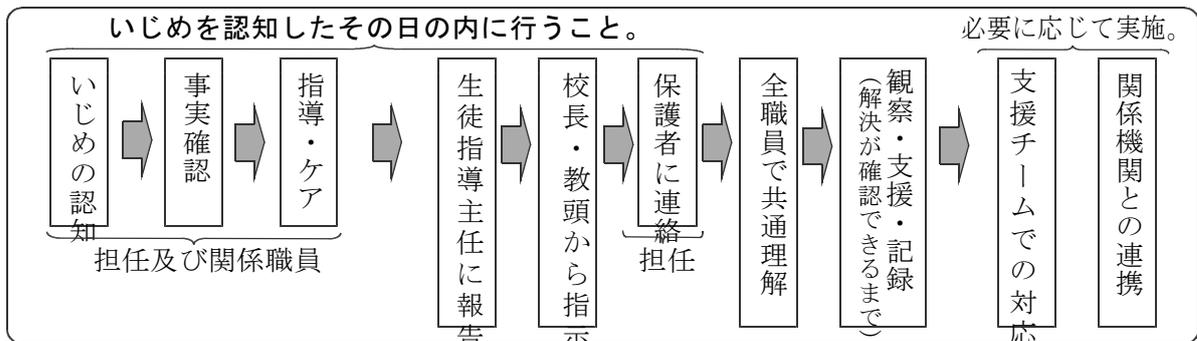
児童理解委員会は、子ども一人一人の社会的資質や行動力を高めるとともに、気になる子どもが自己肯定感を育みながら、安心して学校生活を過ごせるように、支援の仕方や支援チームの体制について協議する場とする。なお、児童理解委員会で協議した内容は、職員連絡会等で報告し、職員全体で共通理解を図ることとする。

#### (4) 生徒指導情報交換会

生徒指導情報交換会は、最近の学校・学級の様子を中心に、職員全体で情報交換を行い、よさと課題を早期に発見する場とする。

## エ いじめ問題への緊急時の対応体制

職員が、いじめ問題を認知した場合は、速やかに次のような対応を行うこととする。



### 【いじめ問題への緊急時の対応体制】

※ 保護者等から相談があった場合。特定の理由がなく、欠席が2日続いた場合。遅刻が続いている場合なども、緊急時とみなす。

## オ いじめ問題の未然防止に関する主な取組

### (ア) 学級活動

学期当初に、「よい子の1日」、学級目標や学級のルール、当番や係について話し合うことで、子ども一人一人が充実した学校生活を過ごすとともに、自分の役割を自覚し、協力して活動できるようにする。また、「人・命にやさしく」に関する月生活目標に向けての取組や反省及び「よい子の1日」の反省について話し合うようにする。

### (イ) 道徳

計画的に道徳の授業を実施し、自他の気持ちと命を大切にし、助け合う態度を養うようにする。

### (ウ) 児童会

1年生を迎える会（4月）や6年生を送る会（3月）、毎月の児童集会や代表委員会、ボランティア委員会のあいさつ運動などを通して、子どもが主体的にいじめ問題が起こりにくい環境を作るようにする。

### (エ) 人権同和教育

ありがとうの木の作成（毎学期1回）や人権教室、人権集会などの取組を通して、自他の気持ちと命を尊重し、助け合う態度を養うようにする。

### (オ) いじめ問題を考える週間

いじめ問題を考える週間を学期当初に実施し、自他の気持ちと命を大切にし、思いやりのある心を養ったり、いじめは決して許されない行為であることを理解したりするような授業や取組を行うこととする。いじめ問題を考える週間の計画は、次のとおりである。

学 期	取 組	主な内容
1 学期	いじめ問題を考える授業	○ 自己肯定感の育成と人間関係の構築に関する授業
2 学期	いじめ問題を考える授業	○ いじめ防止に関する授業（保護者に公開）
3 学期	いじめ問題を考える週間	○ 情報モラルに関する授業

いじめ問題を考える週間の取組は、保護者に公開・発信し、啓発を図るようにする。

## カ いじめ問題の早期発見・早期対応に関する主な取組

### (ア) いじめ問題の実態把握

「学校楽しいーと」（県総合教育センター作成）を、毎学期実施し、「友達との関係」、「教師との関係」、「学習意欲」、「自己肯定感」、「心身の状態」、「学級集団における適応感」などの観点で、子ども一人一人の実態を把握する。また、県教育委員会によるいじめ実態調査（7月）を活用し、今後の指導や教育相談に役立てるようにする。

### (イ) 教育相談

週1回の教育相談の時間を計画的に活用し、子ども一人一人の実態を把握する。また、4月実施の家庭訪問及び夏季休業中と2月に実施する保護者との面談を利用して、子ども理解に努め、保護者と情報を共有するようにする。

### (ウ) いじめ問題に対する組織体制（前ページ「ウ 平素からの組織体制」で述べたとおり）

### (エ) いじめ防止基本方針の周知

年度当初のPTA総会で、本校のいじめ防止基本方針を保護者に説明し、啓発を図るとともに、保護者が相談しやすい学校の雰囲気作りに努めるようにする。

### (オ) 学級PTA

学級PTAで、学級の様子やよさと課題を説明し、保護者と情報を共有したり、啓発を図ったりする。

## キ 教職員の資質向上に関する主な取組

### (ア) 職員研修の充実

研修係や人権同和教育係と連携して、学級経営、子ども理解、いじめ問題、子どもへの対応の仕方、人権同和教育などについて、計画的に校内研修を行うことで、教職員としての資質・能力を高めたり、職員全体で課題解決を図ったりする。

### (イ) 異校種との連携

幼・保・小連携研修会や小・中連携研修会を通して、子ども理解に努め、長期的な視野に立って「人・命にやさしい子ども」を育成する環境を整えるようにする。

ク いじめ防止に関する年間計画

月\取組	全体会・委員会・研修	いじめ防止に関する取組	早期発見・早期対応に関する取組
4 月	・職員会議 ・児童理解全体会 (引継資料の確認及び学級経営について)	・学級活動(よい子の1日) ・いじめ問題を考える週間 ・1年生を迎える会	・引継資料の確認 ・家庭訪問 ・教育相談
5 月	・生徒指導情報交換会	・学級活動 ・代表委員会	・学校楽しいーと(全学年) ・教育相談
6 月	・生徒指導情報交換会 ・小・中連携研修会	・学級活動 ・児童総会 ・ありがとうの木作成	・学校楽しいーと結果分析 ・教育相談
7 月	・生徒指導情報交換会 ・児童理解委員会	・学級活動 ・代表委員会	・いじめ実態調査 ・よい子の1日の反省 ・保護者との教育相談
8 月	・人権同和教育研修	・学級活動(出校日)	・いじめ実態調査結果分析
9 月	・生徒指導情報交換会 ・児童理解全体会 (いじめ問題について)	・学級活動(よい子の1日) ・いじめ問題を考える週間 (授業公開)	・よい子の1日結果分析 ・教育相談
10月	・生徒指導情報交換会	・学級活動 ・代表委員会	・学校楽しいーと(全学年) ・教育相談
11月	・生徒指導情報交換会	・学級活動 ・児童総会 ・ありがとうの木作成	・学校楽しいーと結果分析 ・教育相談
12月	・生徒指導情報交換会 ・児童理解委員会	・学級活動 ・人権旬間(人権集会等) ・代表委員会	・よい子の1日の反省 ・教育相談
1 月	・生徒指導情報交換会	・学級活動(よい子の1日) ・いじめ問題を考える週間	・よい子の1日結果分析 ・保護者との教育相談 ・教育相談
2 月	・生徒指導情報交換会 ・児童理解委員会 ・幼・保・小連携研修会 ・小・中連携研修会	・学級活動 ・代表委員会 ・ありがとうの木作成	・学校楽しいーと(任意) ・教育相談 ・引継資料の作成
3 月	・生徒指導情報交換会 ・児童理解全体会 (引継等)	・学級活動 ・6年生を送る会 ・代表委員会	・よい子の1の反省 ・教育相談

※ 上の表の取組は、主な内容である。いじめ問題については、全教育活動を通じて、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこととする。